

高知県議会 9 月定例会における意見の報告について

1 個人情報の取扱いについて

歴史公文書等に記載されている個人情報の取扱いには配慮が必要。閲覧させる際には、時の経過だけではなく、歴史公文書等の利用目的も考慮し、公開、非公開を判断する必要があるのではないか。

→ 歴史公文書等に記載されている個人情報の公開、非公開については、国に準じた取扱いとし、時の経過を考慮し、一定の期間経過後に公開することを想定している。

また、歴史公文書等に個人情報があり、ご本人の相続人の方が利用を希望される場合には、現在の個人情報開示請求制度と同様の考え方で公開する方向で取扱いをしていく。

2 公文書館の体制について（県議会で本年 8 月に愛知県公文書館を視察）

(1) 公文書館の体制はしっかりとした体制を組んでもらいたい。また、公文書館長の職は、知事に対しても対等な力を持つ人が担わないといけないと思う。

→ 体制については、他県の状況等を見ながら検討を進めている。公文書館長の職責については、他実施機関に対しても移管・廃棄について意見を申し上げる立場になるということも踏まえて検討していく。

(2) 公文書館の運営にあたっては、例えば人事異動のサイクルを通常よりも長く取るなど職員の配置に配慮をしてもらいたい。また、公文書管理の国家試験もできると聞くので、専門的な知見を有する職員の配置についても検討してもらいたい。

→ 司書等の専門職の配置が非常に効果的に機能すると感じており、そういった職員を確保する様々な方法を検討しながら職員配置のあり方を考えていく。

3 公文書の電子化について

永久保存する公文書にカビが生えるなどして傷むことも考えられ、公文書の管理という面からも電子化を検討してはどうか。

→ 電子化については、現在も文書情報システムを用い公文書の起案、保存等を行っているが、まだ十分ではない。国は本年 3 月に全面電子化という方針決定を行い、本年度から取組みをスタートさせている。本県としても、国の動向を見ながら、どういった形が望ましいのかを研究・検討していきたい。